

平成 29 年 11 月 定例会

請願・陳情参考資料

(平成 29 年 12 月 1 日)

福祉保健部

陳情（新規）

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
29年-31号 (29. 10. 3)	福祉保健	医療機関の診療録開示請求に 係る開示手数料について 倉吉市 個人	<p>1 診療録の開示手数料について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省の「診療情報の提供等に関する指針」(平成15年9月12日策定、平成22年10月13日一部改正。以下「指針」という。)により、「診療記録の開示に要する費用を徴収することができる。その費用は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内の額としなければならない。」とされているが、「実費」等について具体的な基準等は示されていない。 <p>2 現状と県の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成15年の指針の策定、平成22年一部改正の際に、県内医療機関及び医師会等に対して指針を周知している。 ・本年9月29日に陳情提出者から本件に係る医療相談を受け、10月4日に該当医療機関に対する聞き取りを実施した。当該医療機関の判断としては診療録の開示に要する費用については指針に則った費用としていることを聞き取りしたが、指針で求められている開示の手続が定められていなかったため、開示手続を定めるよう要請を行った。 ・県としては、10月27日に県内医療機関及び医師会等に対して指針の再周知を行うとともに、今後は、医療機関の立入検査の際に、改めて指針の周知と遵守の要請を行うこととしている。 <p>[参考]</p> <p>先般、厚生労働省において開示費用等についての実態把握調査が実施されたところであり、厚生労働省からその調査結果を踏まえた具体的な基準等が示されれば、改めて県としての対応を検討する。</p>

○診療情報の提供等に関する指針の策定について

(平成 15年9月12日)
(医政発第0912001号)

(各都道府県知事あて厚生労働省医政局長通知)

診療記録の開示も含めた診療情報の提供については、患者と医療従事者とのより良い信頼関係の構築、情報の共有化による医療の質の向上、医療の透明性の確保、患者の自己決定権、患者の知る権利の観点などから積極的に推進することが求められてきたところである。また、生活習慣病等を予防し、患者が積極的に自らの健康管理を行っていく上でも、患者と医療従事者が診療情報を共有していくことが重要となってきた。このため、今後の診療情報の提供等の在り方について、「診療に関する情報提供等の在り方に關する検討会」において検討されてきたところであるが、本年6月10日に、患者と医療従事者が診療情報を共有し、患者の自己決定権を重視するインフォームド・コンセンストの理念に基づく医療を推進するため、患者に診療情報を積極的に提供するとともに、患者の求めに応じて原則として診療記録を開示すべきであるという基本的な考え方の下に、報告書(参考)が取りまとめられたところである。

同報告書を踏まえ、今般、厚生労働省として、別添のとおり「診療情報の提供等に関する指針」を策定したので通知する。

この指針については、診療情報の提供等に関して各医療機関において則るべきものとしてできる限り広く普及させる方針であり、貴職におかれても、内容を御了知の上、貴管内の市町村(特別区を含む。)、関係機関、関係団体等に周知するとともに、貴管内の医療従事者等に対しても徹底及び遵守の要請をお願いする。

(別添)

診療情報の提供等に関する指針

1 本指針の目的・位置付け

○ 本指針は、インフォームド・コンセントの理念や個人情報保護の考え方を踏まえ、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者及び医療機関の管理者(以下「医療従事者等」という。)の診療情報の提供等に関する役割や責任の内容の明確化・具体化を図るものであり、医療従事者等が診療情報を積極的に提供することにより、患者等が疾病と診療内容を十分理解し、医療従事者と患者等が共同して疾病を克服するなど、医療従事者等と患者等とのより良い信頼関係を構築することを目的とするものである。

○ 本指針は、どのような事例に留意すれば医療従事者等が診療情報の提供等に関する職責を全うできることと考えられるかを示すものであり、医療従事者等が、本指針に則って積極的に診療情報を提供することを促進するものである。

2 定義

○ 「診療情報」とは、診療の過程で、患者の身体状況、病状、治療等について、医療従事者が知り得た情報をいう。

○ 「診療記録」とは、診療録、処方せん、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状、退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約その他の診療の過程で患者の身体状況、病状、治療等について作成、記録又は保存された書類、画像等の記録をいう。

- 「診療情報の提供」とは、①口頭による説明、②説明文書の交付、③診療記録の開示等具体的な状況に即した適切な方法により、患者等に対し診療情報を提供することをいう。

- 「診療記録の開示」とは、患者等の求めに応じ、診療記録を閲覧に供すること又は診療記録の写しを交付することをいう。

3 診療情報の提供に関する一般原則

- 医療従事者等は、患者等にとって理解を得やすいように、懇切丁寧に診療情報を提供するよう努めなければならない。

- 診療情報の提供は、①口頭による説明、②説明文書の交付、③診療記録の開示等具体的な状況に即した適切な方法により行われなければならない。

4 医療従事者の守秘義務

- 医療従事者は、患者の同意を得ずに、患者以外の者に対して診療情報の提供を行うことは、医療従事者の守秘義務に反し、法律上の規定がある場合を除き認められないことに留意しなければならない。

5 診療記録の正確性の確保

- 医療従事者等は、適正な医療を提供するという利用目的の達成に必要な範囲内において、診療記録を正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

- 診療記録の訂正は、訂正した者、内容、日時等が分かるように行われなければならない。

- 診療記録の字句などを不当に変える改ざんは、行ってはならない。

6 診療中の診療情報の提供

- 医療従事者は、原則として、診療中の患者に対して、次に掲げる事項等について丁寧に説明しなければならない。

- ① 現在の症状及び診断病名
- ② 予後
- ③ 処置及び治療の方針
- ④ 処方する薬剤について、薬剤名、服用方法、効能及び特に注意を要する副作用
- ⑤ 代替的治療法がある場合には、その内容及び利害得失(患者が負担すべき費用が大きく異なる場合には、それぞれの場合の費用を含む。)
- ⑥ 手術や侵襲的な検査を行う場合には、その概要(執刀者及び助手の氏名を含む)、危険性、実施しない場合の危険性及び合併症の有無
- ⑦ 治療目的以外に、臨床試験や研究などの他の目的も有する場合には、その旨及び目的の内容
- 医療従事者は、患者が「知らないでいたい希望」を表明した場合には、これを尊重しなければならない。

- 患者が未成年者等で判断能力がない場合には、診療中の診療情報の提供は親権者等に対してなされなければならぬ。

7 診療記録の開示

(1) 診療記録の開示に関する原則

- 医療従事者等は、患者等が患者の診療記録の開示を求めた場合には、原則としてこれに応じなければならぬ。

- 診療記録の開示の際、患者等が補足的な説明を求めたときは、医療従事者等は、できる限り速やかにこれに応じなければならない。この場合にあっては、担当の医師等が説明を行うことが望ましい。
- (2) 診療記録の開示を求める者は
 - 診療記録の開示を求め得る者は、原則として患者本人とするが、次に掲げる場合には、患者本人以外の者が患者に代わって開示を求めることができるものとする。
 - ① 患者に法定代理人がいる場合には、法定代理人。ただし、満15歳以上の未成年者については、疾病の内容によっては患者本人のみの請求を認めることができる。
 - ② 診療契約に関する代理権が付与されている親族及びこれに準ずる者
 - ③ 患者本人から代理権を与えられた親族及びこれに準ずる者
 - ④ 患者が成人で判断能力に疑義のある場合は、現実に患者の世話をしている親族及びこれに準ずる者
 - (3) 診療記録の開示に関する手続
 - 医療機関の管理者は、以下を参考にして、診療記録の開示手続を定めなければならない。
 - ① 診療記録の開示を求めるとする者は、医療機関の管理者が定めた方式に従って、医療機関の管理者に対して申し立てる。なお、申立ての方式は書面による申立てとすることが望ましいが、患者等の自由な申立てを阻害しないため、開示等の求めに係る申立て書面に理由欄を設けることなどにより申立ての理由の記載を要求すること、申立ての理由を尋ねることは不適切である。
 - ② 申立人は、自己が診療記録の開示を求め得る者であることを証明する。
 - ③ 医療機関の管理者は、担当の医師等の意見を聴いた上で、速やかに診療記録の開示をするか否か等を決定し、これを申立人に通知する。医療機関の管理者は、診療記録の開示を認める場合には、日常診療への影響を考慮して、日時、場所、方法等を指定することができる。
 - なお、診療記録についての開示の可否については、医療機関内に設置する検討委員会等において検討した上で決定することが望ましい。
 - (4) 診療記録の開示に要する費用
 - 医療機関の管理者は、申立人から、診療記録の開示に要する費用を徴収することができる。その費用は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内の額としなければならない。
- 8 診療情報の提供を拒み得る場合
 - 医療従事者等は、診療情報の提供が次に掲げる事由に該当する場合には、診療情報の提供の全部又は一部を提供しないことができる。
 - ① 診療情報の提供が、第三者の利益を害するおそれがあるとき
 - ② 診療情報の提供が、患者本人の心身の状況を著しく損なうおそれがあるとき
 - <①に該当することが想定され得る事例>
 - ・ 患者の状況等について、家族や患者の関係者が医療従事者に情報提供を行っている場合に、これらの者の同意を得ずに患者自身に当該情報を提供することにより、患者と家族や患者の関係者との人間関係が悪化するなど、これらの者の利益を害するおそれがある場合
 - <②に該当することが想定され得る事例>
 - ・ 症状や予後、治療経過等について患者に対して十分な説明をしたとしても、患者本人に重大な心理的影響を与える、その後の治療効果等に悪影響を及ぼす場合
- * 個々の事例への適用については個別具体的に慎重に判断することが必要である。

- 医療従事者等は、診療記録の開示の申立ての全部又は一部を拒む場合には、原則として、申立てに對して文書によりその理由を示さなければならぬ。また、苦情処理の体制についても併せて説明しなければならない。

9 遺族に対する診療情報の提供

- 医療従事者等は、患者が死亡した際には通常なく、遺族に對して、死亡に至るまでの診療経過、死亡原因等についての診療情報を提供しなければならない。
- 遺族に対する診療情報の提供に当たっては、3.7の(1)、(3)及び(4)並びに8の定めを準用する。ただし、診療記録の開示を求める者の範囲は、患者の配偶者、子、父母及びこれに準ずる者(これらの者に法定代理人がいる場合の法定代理人を含む。)とする。
- 遺族に対する診療情報の提供に当たっては、患者本人の生前の意思、名義等を十分に尊重することが必要である。

10 他の医療従事者からの求めによる診療情報の提供

- 医療従事者は、患者の診療のため必要がある場合には、患者の同意を得て、その患者を診療した又は現に診療している他の医療従事者に対して、診療情報の提供を求めてることができる。
- 診療情報の提供の求めを受けた医療従事者は、患者の同意を確認した上で、診療情報を提供するものとする。

11 診療情報の提供に関する苦情処理

- 医療機関の管理者は、診療情報の提供に関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。
- 医療機関の管理者は、都道府県等が設置する医療安全支援センターや医師会が設置する苦情処理機関などの患者・家族からの相談に對応する相談窓口を活用するほか、当該医療機関においても診療情報の提供に関する苦情処理の体制に努めなければならない。

12 診療情報の提供に関する規程の整備

- 医療機関の管理者は、診療記録の開示手続等を定めた診療情報の提供に関する規程を整備し、苦情処理体制も含めて、院内掲示を行うなど、患者に対する周知徹底を図らなければならない。

陳情（新規）

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
29年-38号 (29.11.22)	福祉保健	少年期における生活習慣病教育の促進について 鳥取県保険者協議会	<p>学校における健康に関する指導は、学習指導要領にあるとおり児童生徒の発達段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとされており、望ましい食習慣の形成や、がん教育、口腔指導など、小学校から高等学校まで系統性をもつて指導を行っている。</p> <p>また、学校等において出前説明会を開催し、たばこの害やがん予防、歯科保健指導など生活習慣病の予防の周知を図っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各福祉保健局による出前説明会 H28年度実績（学校：延べ24回） さらに、子ども達の健康状態への影響も大きく、生活習慣病になるリスクが高い働き盛りの親世代を対象とした取組も重要なことから、運動など健康づくり全般に取り組んでもらえるよう健康づくり鳥取モデル事業や、健康経営マイレージ事業による社員の健康づくりに取り組む健康経営実践事業所の拡大など健康づくりの環境整備等を進めている。 ○健康づくり鳥取モデル事業（事業所向け）※H29新規 職場や職種ごとの健康課題に対応するため運動アドバイザーを派遣 H29年度：20企業を選定 ○健康経営マイレージ事業 ※H26年度～ H26年度末：423事業所 → H28年度末：1,087事業所 ○各福祉保健局による出前説明会 H28年度実績（地域・企業：延べ35回）

陳情

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
29年-40号 (29.11.29)	福祉保健	<p>安心して子どもを生み育て働き続けるために県の保育予算を増やし保育行政のさらなる充実を求めるについて</p> <p>よりよい保育をもとめる鳥取県実行委員会</p>	<p>1 国の平成29年度予算において、保育士（民間）全職員について2%の処遇改善が行われたほか、技能・経験に応じて最大4万円（放課後児童支援員については3万円）の処遇改善が行われている。また、県単独加配の補助金においても5%の単価引き上げを行い、各園で加配保育士も含めて処遇改善が実施できるよう予算措置をしている。</p> <p>2 保育所整備について、保育所等の施設整備や改修等の費用を市町村に対して助成している。現在、子ども・子育て支援事業支援計画の見直し作業を行っており、その中で必要な保育の量と確保策について改めて点検している。</p> <p>【平成29年度予算（9月補正予算後）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所等整備事業 226,455千円（3施設） ・小規模保育整備等事業 91,015千円（5施設） <p>3 県単独で実施している1歳児加配（6：1→4.5：1）に正規職員単価を設け、保育所等職員の正規化を促進している。</p> <p>【平成29年度当初予算】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低年齢児受入施設保育士等特別配置事業 143,961千円 <p>4 放課後児童クラブへの国の運営費補助については、もともと国の補助単価が40人規模の場合に最も高くなるよう設定されているが、平成29年度においては、40人規模のクラブを中心に大幅に引き上げられるとともに、昨年度に引き続きクラブの新增設に係る整備費について補助率の引き上げが行われることから、市町村に対して活用を促すこととしている。</p>